

島根原子力発電所 1 号機 廃止措置計画に係る一連の流れについて

1. 認可申請することに対する意見等をまとめたときの流れ

平成 28 年 4 月 28 日に、中国電力株式会社から、出雲市に対し、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請を行いたい旨の報告がありました。

この申請に対して、出雲市議会、出雲市原子力安全顧問会議及び出雲市原子力発電所環境安全対策協議会から意見をいただき、総合的に判断して、市としての意見等をまとめたところです。

この意見等は「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」（以下「覚書」という。）に基づき、島根県を通じて同社に提出されました。

	期 日	内 容
①	平成 28 年 4 月 28 日	中国電力が市に対して、廃止措置計画について報告
②	平成 28 年 5 月 6 日	出雲市議会 全員協議会で廃止措置計画について、報告及び今後の流れを説明
③	平成 28 年 5 月 31 日	出雲市原子力安全顧問会議を開催（説明：中国電力）
④	平成 28 年 6 月 6 日	出雲市議会 全員協議会で廃止措置計画認可申請の概要説明（説明：中国電力）
⑤	平成 28 年 6 月 16 日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を開催（説明：中国電力）
⑥	平成 28 年 6 月 17 日	県が市に対して、覚書に基づく意見照会
⑦	平成 28 年 6 月 24 日	出雲市議会 総務委員会協議会、原子力発電・新エネルギー調査特別委員会で市が県へ提出する意見の説明
⑧	平成 28 年 6 月 27 日	出雲市議会 全員協議会で、市が県へ提出する意見を報告 市が県に対して、覚書に基づく意見回答 <参考資料 1>参照
⑨	平成 28 年 7 月 4 日	中国電力が原子力規制委員会へ廃止措置計画認可申請

2. 認可以降の流れ（予定）

中国電力株式会社が、平成28年7月4日に行った島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請について、平成29年4月19日に同社から出雲市に対して、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、認可がなされたとの報告がありました。

今後、市は同社に対し、協定に基づき、意見を述べる考えです。

また、覚書に基づき、島根県から意見照会がある予定ですので、これに回答します。

	期 日	内 容
①	平成29年4月19日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
②	平成29年4月28日	出雲市議会 全員協議会 ・廃止措置計画の認可を報告
③	平成29年5月16日	出雲市原子力安全顧問会議の開催 ・認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力）
④	平成29年5月26日	出雲市議会 全員協議会 ・認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力）
⑤	平成29年6月 2日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 ・認可された廃止措置計画の概要説明（説明：中国電力）
⑥	平成29年6月14日	出雲市議会 総務委員会 ・中国電力等へ提出する意見の説明
⑦	平成29年6月26日	出雲市議会 全員協議会 ・中国電力等へ提出する意見の説明
⑧	平成29年6月 日	市が中国電力に対して、協定に基づく意見提出
⑨	平成29年7月 日	県が市に対して、覚書に基づく意見照会
⑩	平成29年7月 日	市が県に対して、覚書に基づく意見回答

＜参考資料 1＞

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書 に基づく県からの意見照会への回答について（廃止措置関係を抜粋）

平成28年4月28日付で中国電力株式会社から島根県知事に対して「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき提出された、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設、第3系統バッテリー（以下、「特重施設等」という。）の設置に係る事前了解願いについて、原子力規制委員会に廃止措置計画に係る認可申請及び特重施設等に係る設置変更許可申請を行うことは、了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

付帯意見

I. 【1号機 廃止措置計画認可申請】

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) この度の申請については、約30年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて万全な体制で臨むこと。
- (2) 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- (3) 発生する放射性廃棄物について、安全かつ適切に処分すること。
- (4) 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すとともに、解体作業中の安全対策（耐震性や隣接する2号機の工事との調整等）を徹底し、プラント全体としての安全性の向上を図ること。
- (5) 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- (6) 原子力規制委員会の廃止措置計画認可申請の審査状況及び審査により変更・追加した内容については、適切に報告するとともに、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で情報提供を行うこと。

2. 県に求める事項

- (1) 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を締結できるよう必要な支援を講ずること。
- (2) 周辺自治体に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュール調整に配慮すること。

- (3) 国に対し、使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ適切な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、前面に立って取り組むよう求めること。

3. 県を介して国に求める事項

- (1) 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう新たな制度の創設をすること。ただし、その間の暫定的措置として、電力事業者と立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
- (2) 廃止措置計画の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査すること。
- (3) 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう十分に審査すること。
- (4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の取扱基準等の確立についても早急に方針を示すこと。
- (5) 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても十分に審査すること。
- (6) 審査の結果について、関係自治体に対して丁寧な説明を行うこと。
- (7) 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を国が前面に立って調整・支援すること。

＜参考資料 2＞

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

- 1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年10月29日

甲 島根県
乙 出雲市
安来市
雲南市

<参考資料 3>

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等 に関する協定（抜粋）

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（計画等の報告）

第5条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べる
ことができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

平成29年2月10日

甲 出雲市

乙 安来市

丙 雲南市

丁 中国電力株式会社